

第1章 総則

《危機管理室》

第1節 計画の方針

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、大規模な都市災害に対処するため、広島市防災会議が作成する計画であり、市域における都市災害に係る災害予防、災害応急対策に関して、本市及び防災関係機関等が行うべき事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を都市災害から保護することを目的とする。

第2 計画の位置付け

この計画は、都市災害に対処するための基本的な計画を定めるものであり、広島市地域防災計画の「都市災害対策編」として位置付ける。

第3 計画の構成及び内容

この計画の構成及び内容は次のとおりとし、この計画に定めのない事項については、広島市地域防災計画「基本・風水害対策編」によるものとする。

1 総則

想定する都市災害等について定める。

2 個別災害対応計画

想定する都市災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、本市及び防災関係機関等がとるべき措置等について定める。

第4 災害の想定

この計画において想定する都市災害は、次のとおりとする。

1 海上災害

大規模な油等の流出による海洋汚染の発生又は船舶の火災・爆発、衝突・座礁、沈没による多数の死傷者等の発生といった海上災害

2 航空機災害

航空機の墜落等による多数の死傷者等の発生といった航空機災害

3 鉄道災害

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害

4 道路災害

道路構造物の損壊や運転者の不注意等を原因とした車両の衝突等による多数の死傷者等の発生といった道路災害

5 大規模火事災害

大規模施設の火災、大規模な林野火災等による多数の死傷者等の発生といった大規模火事災害

6 危険物等災害

危険物等施設における危険物等の漏洩・爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害

7 放射性物質災害

放射性同位元素等取扱施設における放射性物質の大量漏洩等による多数の死傷者等の発生といった放射性物質災害

8 ライフライン災害

大規模な停電・断水・情報通信の途絶・ガス爆発等により広範囲にわたり市民生活に重大な支障を及ぼすようなライフライン災害

第5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

第6 細部計画の策定

この計画に基づく諸活動の展開に必要な細部計画（地域防災計画に規定する対策を効果的に実施するための具体的な活動要領を記載したマニュアル等）については、本市各局等及び各区並びに防災関係機関等においてあらかじめ定めておくこととし、かつ、今後、関係機関等との連携を図りながら、適宜修正・見直しを行っていくこととする。

第7 計画の習熟

本市各局等及び各区並びに防災関係機関等は、平素からこの計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟に努めるものとする。